

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度末	平成19年度末
貸付金	2,942,501	2,823,225
出資金	2,030	2,030
現金預け金	38,898	31,508
現金	3	3
預け金	38,895	31,505
基金預託金		
非補助小団地等土地改良事業助成基金預託金	6,500	6,500
有価証券		
国債	194	95
受託者勘定	1,504	2,134
貸付交付金	0	-
留置金	1,503	2,134
未収収益	17,993	16,367
未収貸付金利息	17,990	16,367
未収基金預託利息	3	-
雑勘定		
仮払金	188	150
固定資産		
業務用固定資産	12,572	12,441
繰延勘定		
債券発行差金	92	102
貸倒引当金	△ 17,236	△ 16,684
資産合計	3,005,239	2,877,870
借入金	2,442,139	2,345,046
財政融資資金借入金	2,325,843	2,238,303
旧簡易生命保険資金借入金	15,966	8,496
食料安定供給借入金	100,330	98,246
債券		
債券発行高	139,000	130,000
寄託金	32,050	35,852
貸付受入金	57,570	34,754
未払費用	15,903	14,071
未払借入金利息	11,974	10,383
未払債券利息	233	208
未払業務委託費	3,696	3,478
雑勘定		
仮受金	1,707	1,449
負債合計	2,688,372	2,560,903
資本金	316,867	316,967
一般会計出資金	198,541	198,641
産業投資出資金	111,826	111,826
非補助小団地等土地改良事業助成基金	6,500	6,500
資本合計	316,867	316,967
負債・資本合計	3,005,239	2,877,870

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経常収益	120,453	115,910
貸付金利息	65,654	60,995
一般会計より受入	38,132	35,523
基金預託利息	12	45
預け金利息	38	38
有価証券益	2	2
有価証券利息	2	2
有価証券益	-	0
雑収入	1,760	2,069
受入雑利息	0	0
労働保険料被保険者負担金	61	46
償却債権取立益	1,487	1,794
雑益	210	228
貸倒引当金戻入	14,852	17,236
経常費用	120,506	115,883
借入金利息	69,662	60,773
債券利息	2,004	2,346
業務委託費	8,500	9,055
事務費	13,917	14,093
債券発行諸費	125	100
償却費	8,946	12,747
貸付金償却	8,457	12,239
固定資産減価償却費	475	494
債券発行差金償却	14	13
貸倒引当金繰入	17,236	16,684
雑損	113	82
経常利益	△ 52	26
特別利益		
固定資産売却益	85	0
特別損失	32	26
固定資産売却損	24	-
固定資産除却損	7	26
当期利益金	0	0

●重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっています。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。
18年度末 6,779百万円 19年度末 7,167百万円
- 引当金の計上基準
貸倒引当金
貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の6/1000の範囲内で計上しており、計上率は次のとおりです。
18年度末 5.9/1000 19年度末 5.9/1000
- その他財務諸表作成のための重要な事項
(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

- 繰延勘定の処理方法
 - 債券発行費
支出時に全額費用として処理しています。
 - 債券発行差金
公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の償還年限（5、10又は20年間）で均等償却しています。
- 延滞債権額
貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は次のとおりです。
18年度末 24,316百万円 19年度末 55,604百万円
- 重要な会計方針の変更
固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、19年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしています。

主な資産・負債の明細

■固定資産明細

(単位：百万円)

	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却 累計額	うち当期 償却額	差 引 当期末残高
土地	2,525	—	—	2,525	—	—	2,525
建物	15,961	303	111	16,152	6,727	455	9,425
機械器具備品	625	78	20	683	440	38	243
借地権	28	—	—	28	—	—	28
敷金	210	34	31	213	—	—	213
固定資産仮払金	—	200	195	4	—	—	4
合計	19,351	616	359	19,608	7,167	494	12,441

■借入金明細

(単位：百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
財政融資資金借入金	2,325,843	170,000	257,539	2,238,303
旧簡易生命保険資金借入金	15,966	—	7,470	8,496
食料安定供給借入金	100,330	8,958	11,042	98,246
民間借入金	—	110,500	110,500	—
合計	2,442,139	289,458	386,552	2,345,046

■債券明細

(単位：百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府保証債	26,000	—	—	26,000
財投機関債	113,000	23,000	32,000	104,000
合計	139,000	23,000	32,000	130,000

■引当金明細

(単位：百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	17,236	16,684	17,236	16,684

(注) 当期減少額は、洗い替えによる取り崩し額です。

主な費用の明細

■業務委託費明細

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
委託金融機関手数料	7,786	7,542
電算システム開発委託費	484	1,311
調査委託費	229	201
合計	8,500	9,055

■事務費明細

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
役員給	139	136
職員給	7,631	7,632
退職手当	789	748
諸支出金	1,414	1,372
旅費	417	397
業務諸費	3,319	3,591
交際費	0	0
債権保全費	45	48
税金	159	165
賠償償還及払戻金	0	—
合計	13,917	14,093

●役員の給与及び退職手当の支給の基準 (平成20年4月1日現在)

1 基本的な考え方 (社会一般の情勢への適合)

役員の給与及び退職手当 (以下「給与等」という。)の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものとなるよう、基本的な考え方として次の事項に配慮しています。

- (1) 各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 農林漁業金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 農林漁業金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 役員の給与等

(1) 給与

給与の種類	支給基準等										
ア 本俸	月額(*)により支給 (*)本俸月額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額 (単位：千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総裁</td> <td>1,141</td> </tr> <tr> <td>副総裁</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>766</td> </tr> </tbody> </table>		月額 (単位：千円)	総裁	1,141	副総裁	979	理事	847	監事	766
	月額 (単位：千円)										
総裁	1,141										
副総裁	979										
理事	847										
監事	766										
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸×0.16										
ウ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給										
エ 特別手当	[(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+{(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2}]×支給割合(*) (*)支給割合：年3.35か月										

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率(*)×在職期間(月数)

(*) 総裁が別に定める委員会又は総裁が指名する外部の者が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

●役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1. 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、当該役員の勤務実績に応じて支給額を増額し、又は減額することができる。

②役員報酬基準の改定内容

総 裁：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

副総裁：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

理 事：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

監 事：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

2. 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
総裁	23,340千円	14,664千円	6,623千円	2,052千円 2,052 (特別調整手当)			*
副総裁	18,699千円	11,748千円	5,306千円	1,644千円 1,644 (特別調整手当)			*
理事	16,226千円	10,164千円	4,590千円	1,471千円 1,422 (特別調整手当) 48 (通勤手当)			
理事	16,177千円	10,164千円	4,590千円	1,422千円 1,422 (特別調整手当)			
理事	16,177千円	10,164千円	4,590千円	1,422千円 1,422 (特別調整手当)			*
理事	16,177千円	10,164千円	4,590千円	1,422千円 1,422 (特別調整手当)	4月 1日		※
理事	7,020千円	4,235千円	2,192千円	592千円 592 (特別調整手当)		8月31日	※
理事	9,157千円	5,929千円	2,398千円	830千円 830 (特別調整手当)	9月 1日		※
監事	7,222千円	4,596千円	1,983千円	643千円 643 (特別調整手当)		9月30日	*
監事	5,952千円	4,596千円	650千円	705千円 643 (特別調整手当) 62 (通勤手当)	10月 1日		*

注1：「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2：本表の「前職」欄の「*」は退職公務員であること、「◇」は役員出向者であること、「※」は独立行政法人等の退職者であること、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

3. 役員の退職手当の支給状況（平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での 在職期間	退職年月日	業績 勘案率	摘 要	前職
総裁	千円	年 月			該当なし	
副総裁	千円	年 月			該当なし	
理事	4,954千円	3年 0月	平成19年 3月31日	1.3	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会（業績評価を審議）が決定。	※
理事	2,159千円	1年 5月	平成19年 8月31日	1.2	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会（業績評価を審議）が決定。	※
監事	1,723千円	1年 6月	平成19年 9月30日	1.0	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会（業績評価を審議）が決定。	*

注：本表の「前職」欄の「*」は退職公務員であること、「◇」は役員出向者であること、「※」は独立行政法人等の退職者であること、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

II 職員給与について

1. 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づいた人件費の削減、国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

②職員給与決定の基本方針

ア給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格：人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格：現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給：5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当(査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3～5段階に区分して支給する。

ウ平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与改定を踏まえ、以下のとおり改正。

- ・基準内給与を平均で0.12%改定。（参考：国家公務員の平均改定率は0.35%）
（0.12%改定の内訳は、本俸：若年層について0.05%改定、扶養手当：子等について500円改定。）
- ・特別手当支給月数を0.05ヵ月引上げ。
- ・地域間格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

なお、本俸及び扶養手当改定は平成20年1月から実施し、国家公務員で行っている遡り改定（平成19年4月に遡った改定）や特別都市手当の一部繰上げ改定は行わなかった。

2. 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	763人	41.2歳	8,426千円	6,044千円	146千円	2,382千円
事務・技術	760人	41.1歳	8,432千円	6,048千円	146千円	2,384千円
自動車運転職種	3人	53.2歳	6,742千円	4,902千円	109千円	1,840千円
任期付職員	19人	37.8歳	2,591千円	2,591千円	127千円	千円
事務・技術	19人	37.8歳	2,591千円	2,591千円	127千円	千円
再任用職員	1人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	1人	歳	千円	千円	千円	千円

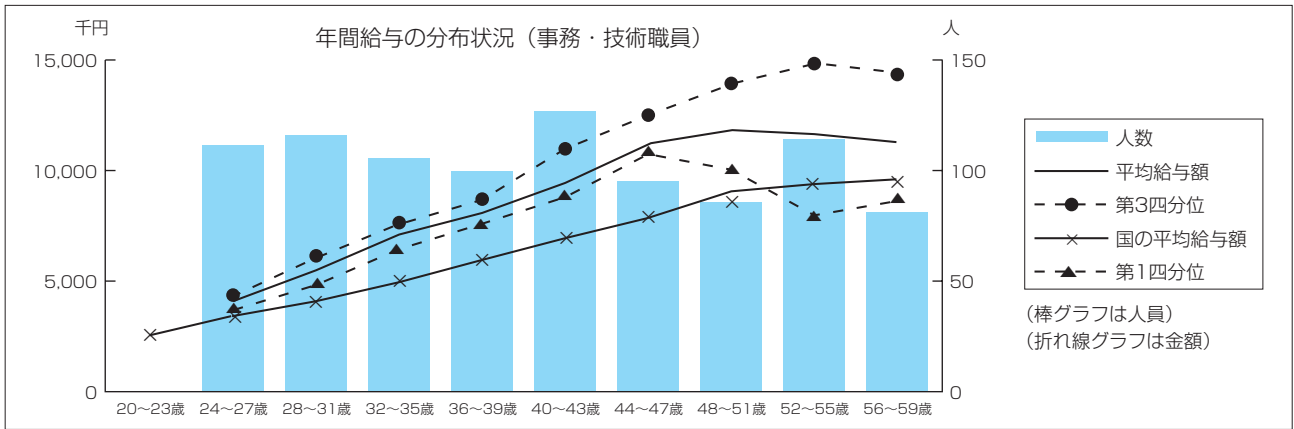
注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：再任用職員の事務・技術職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注：在外職員及び非常勤職員は存在していないため記載を省略。

注：研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

②年間給与の分布状況（事務・技術職員）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人 員	平均年齢	四分位 第1分位	平 均	四分位 第3分位
代表的職位・本部課長 ・本部係員	72 30 人	46.5 41.2 歳	10,671 3,973 千円	11,805 6,591 千円	13,020 9,534 千円

③職級別在職状況等（平成20年4月1日現在）（事務・技術職員）

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員 (割合)	760人	12人 (1.6%)	57人 (7.5%)	55人 (7.2%)	61人 (8.0%)	92人 (12.1%)	104人 (13.7%)	109人 (14.3%)	114人 (15.0%)	71人 (9.3%)	51人 (6.7%)	34人 (4.5%)
年齢 (最高～最低)		27～25歳	58～25歳	58～31歳	30～24歳	50～27歳	59～31歳	57～35歳	59～39歳	59～42歳	59～46歳	59～52歳
所定内 給与年額 (最高～最低)		千円 2,495 2,171	千円 5,111 2,311	千円 5,701 3,510	千円 2,997 2,447	千円 4,625 3,068	千円 7,553 4,025	千円 8,257 4,996	千円 9,505 5,978	千円 10,403 7,381	千円 10,596 8,214	千円 11,117 8,931
年間 給与額 (最高～最低)		千円 3,307 2,983	千円 7,078 3,180	千円 7,866 4,863	千円 4,123 3,364	千円 6,446 4,256	千円 10,221 5,592	千円 11,530 6,949	千円 13,206 8,303	千円 14,491 10,560	千円 14,979 11,910	千円 15,992 12,937

④賞与（平成19年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理 職員	一律支給分（期末相当）	57.0 %	59.6 %	58.4 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	43.0 %	40.4 %	41.6 %
	最高～最低	49.1～27.8 %	46.5～3.0 %	47.7～26.7 %
一般 職員	一律支給分（期末相当）	65.1 %	66.7 %	65.9 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	34.9 %	33.3 %	34.1 %
	最高～最低	49.1～27.8 %	46.5～24.9 %	47.7～26.3 %

⑤職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員）

对国家公務員（行政職（一）） 131.6

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項（事務・技術職員）

●指数の状況

对国家公務員（行政職（一）） 131.6

（参考）地域勘案：128.7 学歴勘案：127.3 地域・学歴勘案：125.8

●国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

- (1) 農林漁業金融公庫は、農林水産業者に対する政策と一体となった融資・経営支援を主要業務としている。当該業務には民間金融機関では対応困難な長期融資のノウハウ、生産技術を含めた幅広い経営に関する知識など、特殊かつ高度な専門性が必要であり、そのような人材を確保した結果、職員に占める大学及び大学院卒業者の割合が約8割と高くなっている。
- (2) また、そのような人材を確保するには、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、相応の給与水準を保つ必要がある。
- (3) なお、当公庫の給与制度は国家公務員に準じた取扱いとしているが、業務上の必要性等から全国規模の転勤が常態化していること、組織形態の違い等から諸手当の支給割合が高くなっている。

(参考)

①学歴別の人員構成

	国行政（一）	農林公庫
大学卒	48.2%	81.1%
短大卒	12.7%	9.9%
高校卒	39.0%	8.9%

注1) 国行政（一）は、H19年度人事院公表資料。

注2) 農林公庫は、H19年10月時点で在職する職員の人員構成。

②民間金融機関との比較

	平均年齢	年間平均給与
農林公庫	39.7歳	7,887千円
都市銀行A	39.3歳	8,768千円
信託銀行B	40.4歳	8,738千円
地方銀行C	39.2歳	8,137千円

注1) 農林公庫の平均年齢は、H19年10月時点で在職する職員の平均値。

注2) 農林公庫の年間平均給与は、H19年度予算額をH19年度予算定員で除して計算。

注3) 民間金融機関の平均年齢・年間平均給与は、有価証券報告書（19年3月期）より記載。

③単身赴任手当の支給割合

	国行政（一）	農林公庫
支給割合	6.9%	9.7%

注1) 国行政（一）は、H19年度人事院公表資料。

注2) 農林公庫は、H19年10月時点で在職する職員の支給割合。

④地域別の人員構成

	国行政（一）	農林公庫
1～3級地	39.7%	49.3%
その他	60.3%	50.7%

注1) 級地は国家公務員の地域手当支給地区分。

注2) 国行政（一）は、H19年度人事院公表資料。

注3) 農林公庫は、H19年度給与水準公表資料に係る調査データから集計した数値。

●給与水準の適切性の検証

【国からの財政支出について】支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 6.08%

（国からの財政支出額 42,028百万円、支出予算の総額 691,056百万円：平成19年度予算）

【検証結果】給与水準については上記の定量的な理由欄に記載した通りであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。

●講ずる措置

国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして、平成18年度から実施した新人事給与制度により、職責・業績に応じたメリハリのある処遇、高齢者の給与水準の引下げ等の大幅な制度改正を行っており、今後も継続して取り組んでいく。

なお、平成18年度から取り組んでいる具体的な改善措置は次のとおり。

- (1) 55歳を超える職員については、昇給を停止させることで給与水準の抑制に努めていること。
- (2) 管理職についてポストオフ制度（一定年齢に達した時点で役職を離脱）を導入することで高齢層の給与水準を1割程度削減。
- (3) 特別手当支給月数を非管理職について0.30カ月削減（平成17年度支給実績基準）していること。
- (4) 業務内容に応じて、一般の職員に比べ給与水準の低い有期職員（一定期間の契約社員）、再雇用職員（定年退職後に再雇用した職員）を活用することで、全体の給与水準抑制に努めていること。
- (5) 枠外昇給を廃止することで給与水準の抑制に努めていること。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	7,768,762 千円	7,771,043 千円	▲2,281 千円 (▲0.0%)
退職手当支給額 (B)	748,967 千円	789,285 千円	▲40,318 千円 (▲5.1%)
非常勤役職員等給与 (C)	78,521 千円	50,897 千円	27,624 千円 (54.3%)
福利厚生費 (D)	1,772,903 千円	1,848,217 千円	▲75,314 千円 (▲4.1%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,369,153 千円	10,459,442 千円	▲90,289 千円 (▲0.9%)

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費

- (1) 給与、報酬等支給総額は、統合関係業務等により前年度に比べ超過勤務手当が増加したものの、給与水準改善に向けた取組みにより、▲2,281千円 (▲0.0%) の減少となっている。
- (2) 最広義人件費は、非常勤役職員等給与が派遣職員への支払増に伴い増加したものの、その他については前年度に比べ減少しており、全体で▲90,289千円 (▲0.9%) の減少となっている。

2. 人件費削減の取組みの状況 (総人件費削減計画等)

(1) 当公庫において設定した削減目標

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、平成22年度までに平成17年度末(予算定員ベース：924名)比で▲5%以上の人員を削減する。

(2) また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取組む。

(3) 進捗状況

平成19年度末の進捗状況は：▲1.30%

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
人員数 (人)	924	918	912
人員純減率 (%)		▲0.65	▲1.30

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし